

佐久市小型除雪機等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、冬期間の道路交通確保を図るため、区その他の公共的団体（以下「区等」という。）が除雪作業を行う場合に必要な小型除雪機等の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「小型除雪機等」とは、小型除雪機及び除雪板（作業時の安全性を確保するために必要な機具等を含む。）をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付の対象となる小型除雪機等は、区等が道路等の公共施設の除雪に使用するものとし、個人が使用するものは補助金の交付の対象としない。

(補助率等)

第4条 補助率は、小型除雪機等の購入に要する経費の2分の1以内とする。ただし、1団体に対する同一年度における補助金の総額は、30万円を限度とする。

(交付申請書)

第5条 規則第3条に規定する申請書は、佐久市小型除雪機等購入費補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

(実績報告書)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書は、佐久市小型除雪機等購入費補助金実績報告書（様式第2号）によるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。